

「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」 を皆様にお届けします

けんぽNEWS65号でご案内しましたとおり、2024年12月2日の健康保険証廃止によりマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行します。これに伴い、国の方針に基づいて全ての方に安心してマイナ保険証を利用いただくことを目的とした「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」(以下「資格情報のお知らせ」という。)を皆様にお届けします。

【時期】

2024年11月中旬頃

【対象者】

2024年10月12日時点の被保険者及び被扶養者

【お届け方法】

被保険者の勤務先事業所を経由してお届けします。(任意継続の方は個人宅に郵送します。)

【内容】

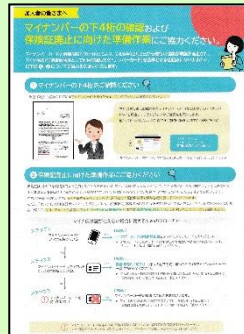
被保険者世帯ごとに封緘した1通の封筒に①～③の書類が封入されています。

- ①「資格情報のお知らせ」(最大4名分まで同封)
- ②リーフレット(1枚)
- ③健康保険証用の当組合新所在地等シール(1シート)

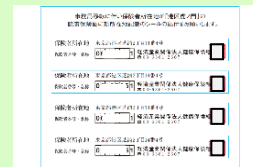
※当組合の事務所が2024年11月11日付で移転しますので、健康保険証の保険者情報部分に貼付けてください。発行済の健康保険証は廃止後も2025年12月1日まで使用できます。



①資格情報のお知らせ
(⇒ [拡大版](#))



②リーフレット
(⇒ [拡大版](#))



③当組合新所在地等シール
(⇒ [拡大版](#))

資格情報のお知らせを受け取ったら

- ✓ リーフレットを必ずお読みください
- ✓ 資格情報のお知らせに記載されているご自身の情報(特に個人番号下4桁)に間違いがないことをご確認ください
- ✓ 資格情報のお知らせは **大切に保管** してください

※ 次頁Q&Aもご覧ください。

Q & A

Q1 自分の資格情報のお知らせが届かない

今回、次に該当する場合は資格情報のお知らせは届きません。

- ✓ 2024年10月12日時点で当組合に個人番号が未提出の方
- ✓ 資格取得（被扶養者認定）日は2024年10月12日以前だが同基準日までに当組合への資格の取得に係る届出が間に合わなかった方
- ✓ 資格取得（被扶養者認定）日が2024年10月13日以降の方

個人番号が未提出の方を除く上記の方には、12月中にあらためて資格情報のお知らせをお届けする予定です。なお、12月以降にお届けする資格情報のお知らせには個人番号下4桁は記載されません。

Q2 資格情報のお知らせを受け取ったら何を確認すればよいのか

資格情報のお知らせに記載されている氏名、フリガナ、個人番号下4桁がご自身のものであることをご確認ください。誤りが無ければ、個人番号と当組合の健康保険の資格情報が正しく紐づいていますので、安心してマイナ保険証を使用することができます。

もし、記載内容に誤りがある場合は、被保険者の勤務先担当課にご連絡ください。（任意継続の方は当組合までご連絡ください。）

Q3 確認した後の資格情報のお知らせはどうすればよいのか

決して捨てたりはせず大切に保管してください。医療機関の機器の不具合等でマイナ保険証の読み取りができない場合、今回お届けする資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を医療機関に提示することで保険診療が受けられます。様式の右下部分は携帯用としてカードサイズに切り離せますので、マイナ保険証と一緒に携帯することができます。

Q4 資格情報のお知らせに「負担割合」の記載が有るものと無いものがある

「負担割合」は70歳以上の方のみに記載される項目です。

Q5 資格を喪失した被扶養者の資格情報のお知らせが含まれて届いた

作成基準日に被扶養者の削除手続きが間に合わなかった方は今回の資格情報のお知らせの対象となります。お手数ですがご自身で廃棄してください。

Q6 資格情報のお知らせを紛失してしまった

スマートフォン等でマイナポータル上の健康保険の資格情報を表示・ダウンロードした画面が今回お届けする資格情報のお知らせと同じように利用（Q3参照）できますので、再交付の必要がありません。

以上